

## 平成18年度戦略的環境アセスメント総合研究会（第5回）議事録

### 1．開催日時

平成19年3月27日（火）17:00～19:00

### 2．場 所

環境省第1会議室（合同庁舎5号館22階）

### 3．議 題

- (1) 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階）（案）に対する意見募集結果について
- (2) 戦略的環境アセスメント総合研究会報告書について

### 4．出席委員

浅野委員（座長）、石川委員、石田委員、井村委員、宇賀委員、小川委員、亀山委員、栗本委員、田中委員、辻本委員、原科委員、屋井委員

午後 5時03分 開会

平野課長 それでは定刻となりましたので、これより第5回戦略的環境アセスメント総合研究会を開催いたします。

本日は、年度末の大変ご多忙な時期にもかかわらずご参集をいただき、ありがとうございました。

早速ではございますけれども、本日の委員の先生方の出欠についてご報告いたします。本日は委員13名中12名のご出席をいただいております。家田委員がご欠席されております。

引き続き、本日の配付資料についてご確認いただきたいと思います。

湯谷課長補佐 それでは、配付資料のご確認をお願いします。まず、第5回研究会の議事次第でございます。配付資料一覧を記載しておりますので、資料1以下についてはこれでご確認いただきたいと思います。資料1といたしまして、戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）に対する意見募集結果。資料2といたしまして、戦略的環境アセスメント総合研究会報

告書（案）で、A4縦の資料のほかに、研究会報告書としての参考資料を用意させていただいております。参考資料 が環境基本計画。参考資料 が最近の戦略的環境アセスメント等を巡る動向について、参考資料 が上位計画等の策定プロセス、参考資料 が評価イメージ：廃棄物最終処分場に係るケーススタディ、参考資料 が都道府県・政令指定都市における「地域の環境情報」の整備状況でございます。参考資料 以外につきましては第4回までの資料を参考資料として報告書に添付させていただいているところでございます。

さらに参考といたしまして、本研究会の検討員名簿と、審議経過を記載してございます。

今回の研究会の参考資料1として、1月30日に実施しました関係者ヒアリングの議事録と、参考資料2といたしまして第4回の議事録を用意させていただいております。

以上でございます。

平野課長 お手元の資料に不足がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、これより先の議事進行につきましては浅野座長にお願いしたいと思います。浅野先生、よろしくお願いたします。

浅野座長 それでは、第5回の研究会を開催いたします。

早速議事に入りたいと思いますが、前回の第4回の研究会でご議論をいただきまして、パブリックコメントの案を大筋でお認めをいただきました。その後、パブコメに付した案については既に委員の先生方には事前にお配りしたと思いますが、第4回の研究会で出されたご意見のうちパブコメ案の段階で修文をすべきであると判断いたしました点を取りいれて修正したものをもとにパブコメを行ないました。

それで、まずこのパブコメの結果について事務局から報告をいただきたいと思っております。

湯谷課長補佐 それでは、資料1に従いまして説明させていただきます。戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階）（案）に対する意見募集の結果についてでございます。

意見募集につきましては3月1日から3月15日まで実施しまして、環境省のホームページあるいは記者発表により皆様方にお知らせしたところでございます。意見の提出方法といたしましては郵送、FAXまたは電子メールで意見を提出していただいております。

意見提出数といたしましては70通でございます。その内訳につきましてはここに記載がありますように、民間企業関係の方が28、団体関係の方が12、自治体関係の方が1、自然保護団体・NPO等関係の方が13、個人の方が16通ということでございました。意見の件数と

いたしましては総数で324件ほどになってございます。

それでは、意見の内容とそれに対する考え方を表に整理しておりますので、説明させていただきます。

まず、ガイドラインの目的に関する意見といたしまして、NO. 1にございますように、S E Aを義務付ける法制化を早急に実現すべきであるというような意見がございました。同様の趣旨の意見を含めると10件ほど出てきております。

これにつきましては意見に対する考え方(案)に記載しているように、第三次環境基本計画に沿ってS E Aの制度化に向けて取組を進めるに当たっては、本ガイドラインを踏まえた実施事例を積み重ねて実効性等の検証を行うことが必要であると考えているということで、後ほど研究会報告書でご説明させていただきたいと思っておりますけれども、この考え方については報告書に記載していくということでございます。

続きまして、主な意見といたしましてNO. 4になりますけれども、S E Aにおいては環境影響のほか、地域社会、地域経済などへの影響も考慮に入れて評価を行うべきといったような意見がございまして。同様の趣旨の意見が7件、合計で8件ほどございました。

これにつきましては、本ガイドラインに則して各計画に適切な環境配慮が組み込まれることによって計画策定者等において適切な検討が行われると考えているということで整理させていただいております。

2ページ目でございますが、NO. 5でございます。S E Aの有用性を明らかにし、国民の理解を得ることが必要であるということで、これはNO. 2の事業者の姿勢にも関連してきますけれども、国民の理解を得ることが必要であるといった旨のご意見がきております。これにつきましては、S E Aの目的の周知、実施事例の紹介等を行い、計画策定者等をはじめ公衆等関係者の理解を促し、S E Aの効果的な実施を図ることが必要であると整理させていただいております。

少し飛ばしていただきまして、NO. 18、3ページになります。ここでは民間の事業計画に対してこの概念を持ち込むのは反対であるといったような意見がございまして、同様の趣旨の意見が1件ございます。この民間事業者に対する考え方については後の手続等のところでも数件ございました。これにつきましては、第三次環境基本計画の記述はS E Aの対象を「国、地方公共団体での取組に限定」する趣旨ではないと考えており、本ガイドラインの検討においては、民間事業についても検討の対象としてきますということで整理させていただいております。

続きまして4ページでございますが、対象計画についての意見でございます。NO. 19にござ

いますように、対象事業を広くする方向で検討されたい。あるいは第一種事業に限定しないというもので、NO.19からNO.24まで対象事業の規模あるいは第一種事業とした理由を明確にすべきといったような意見がございました。これにつきましては、このガイドラインは計画策定者等にS E Aの実施を促すことが目的であり、環境影響評価法に規定する第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものから実施を促すことが適当と考えているということで、本ガイドラインの対象計画の考え方を記載して整理させていただいているところでございます。

続きまして、5ページのところでございますが、NO.32、NO.33ですけれども、対象計画として第一種事業だけではなく、第一種事業と定義された以外の公共事業あるいは民間事業など地域の環境に影響を及ぼすすべての事業を対象とすべきといったような意見、同様の趣旨の意見が3件出てございます。また、風力発電事業にS E Aを導入すべきであるといったような意見もございました。

NO.34、NO.35、NO.36では複合的な影響、累積的な影響について評価できるようにすべきという意見でございます。これにつきましては、後ほどご説明させていただきますけれども、複数の事業の実施による複合的・累積的な影響の評価方法の検討等を行う必要があるということで報告書に記載させていただいているところでございます。

6ページでございますが、実施主体に関する意見です。39番にございますように、計画策定者が環境影響評価を行うことに根本的矛盾があるですとか、実施主体は第三者機関にすべきであるといったような意見が出されております。

これにつきましては、その意見の趣旨は評価の信頼性あるいは客観性ということだと思えますけれども、計画策定者等が自ら評価を実施するに当たっては、評価の信頼性、客観性等の確保のために公衆等の関与を得ることが必要であると考えていますということで整理させていただいております。

続きまして、7ページでございます。NO.50からNO.55ですが、第三者機関の設置あるいはコミュニケーション関係の意見が出されております。先ほどとも関連しますが、NO.51で評価の客観性・信頼性は計画策定者自ら行う評価では確保されないということで第三者機関の設置、評価をすべきだという意見。NO.52では複数案の設定プロセスにおける事業計画者とステークホルダーとのコミュニケーションをしっかりとこのS E Aの仕組みの中に組み込むことが求められるという意見でございます。

コミュニケーションにつきましては、今後コミュニケーションの充実等の取組を進めることが必要である旨記述したということで報告書に記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、8ページでございますが、S E Aに関する手続等の基本的な考え方のところの公衆の部分でございます。ここでは公衆の意見が重要である、あるいはNO.65のように公衆の意見の把握に加えて、それに対するフィードバックの重要性もガイドラインに明記されるべきといったような意見が出されております。NO.65に関しましては、公衆の意見に対する計画策定者等の見解を評価文書に記述することとしているということで、評価手続の中ではフィードバックの考え方も盛り込まれているということで整理させていただいているところでございます。

また、NO.69、NO.70ではステークホルダーの懸念を把握できる仕組みですとか、コミュニケーションの支援方策の検討を行うべきであるといったような意見が出されておまして、これらにつきましてもコミュニケーションの充実等の取組を進めるといったようなことで整理させていただいているところでございます。

9ページ目の一番下、NO.76になりますけれども、地方公共団体の関係の意見でございます。NO.76で、地方公共団体の役割の重要性に関する意見が出されておまして、環境負荷の最小化の観点から自治体自身の意見を決定し、対象計画策定者等に提出すべきことといったような意見でございます。これはS E Aの手続の中で地方公共団体の意見が述べられるという形になってございます。

10ページでございますが、NO.80番以降、国（環境省）の関係の意見でございます。80番にございますように、S E Aに関する審査に専念できる機関を設置することを提案するですとか、あるいはNO.82にございますように環境省の審査体制の充実、NO.84にございますように、これはNO.80とも関係してきますけれども、公的な第三者機関の設立が不可欠といったような意見でございます。

これらのご意見につきましては、S E Aの効果的な実施のため環境省において検討していくことが必要と考えていますということで整理させていただいているところでございます。

また、NO.86では環境省の意見、必要な場合ということで、ガイドラインに記載しているところでございますけれども、この必要な場合というのは敢えていないのではないかとといったような意見が合計で4件ほど出てきておりますけれども、ここでは、必要な場合の判断は環境省がするものと考えていますということで整理させていただいているところでございます。

浅野座長 すみません、あと2分ぐらいで終わっていただけますか。

湯谷課長補佐 はい。S E Aの手続のところでございますが、コミュニケーションの必要性ですとか、あるいはその仕組みについては先ほどと同様でございます。

あと意見が多いところでは、15ページのところで複数案の設定についてでございます。事業を行わない案を義務付けるといったような意見。事業を行わない案を必ず含めることといったような意見が出されてきておりますけれども、ガイドラインでは事業を行わない案については設定するというところで整理させていただいているところでございます。

20ページでございます。全般的事項ということで整理させていただいておりますけれども、発電所に関する意見が相当数出てきておりましたので、ここで整理させていただいております。NO.187から23ページのNO.207まででございます。NO.204までがS E A導入反対の意見、NO.205からNO.207が民間事業であっても公共性の高い発電所ではやるべきだという意見でございます。これらにつきましては、発電所については結論が得られなかったため、これを踏まえた取扱いが必要であるということで考えていますということで整理させていただいております。これについては報告書のところで触れさせていただきたいと思っております。

23ページ、NO.208で全般的事項として土地改良事業について若干意見がありました。

最後に、25ページのNO.225で、募集期間をもう少しとっていただきたかったという意見もございました。

以上でございます。

浅野座長 それでは、後の報告書の内容に関連して議論すべきことはそこで議論をしたいと思っておりますので、それ以外の点でご質問なりご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

座長としてこれらのご意見を拝見した結果について総括的に申し上げますと、やはりこのガイドラインをつくるためにわれわれがこの報告書をまとめ上げた後にも、我々もさらに努力が必要だとは思いますが、特に行政において戦略的環境アセスメントというものはどの段階でということやるシステムなのかということについて、もっと、多くの方々に的確にご理解いただく必要がある、という印象を持ちました。この中にはS E Aではなく、むしろ事業アセスを念頭に置いたご議論がかなり多いというような印象をうけます。どうもS E AとE I Aではどこが違うかという点を十分にご理解いただけていないのではないかと。

しかし、1つ1つのご意見を拝見していきますと、技術的な点でもなるほどと思われるご意見をいただいております。我々は今回はガイドラインの大まかな方向を出そうということで報

告書をまとめることにしておりますので、今後、より詳細な議論をするときにはこれらのご意見のうちには十分に参考にさせていただけるものが多々あると考えました。

それから、全般的事項の中に整理されておりますように、S E Aというものがいろいろに多段階で行われるべきもの、という認識を的確に示してくださっているパブコメの意見があることは大変ありがたいことで、今回我々が報告書にとりまとめたものがS E Aのすべてであるというような整理はしていないということを改めて確認する必要があるということを感じた次第でした。

どうぞ、何かこのパブコメについてのご意見、ご質問ございましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

後のご議論の結果で意見に対する考え方についての整理の仕方は部分的に修正があるかもしれません。

原科委員、どうぞ。

原科委員 今、座長がおまとめになったように、事業アセスとの差がついていない意見もありますけれども、ただS E Aとしての重要な点もありますね、おっしゃったんですけれども。1つ私がやはりノーアクションという概念が複数案には必要になるわけですね。その辺が大変大事なところなので、これに対してはむしろ明確に認識されており、かなりの方がノーアクションを対象にすべきと言っておられますから、その辺を見ますとS E Aと事業アセスの違いはわかっている方もかなり多かったように思いますけれども。

浅野座長 この段階で考えているS E Aということについて言えば確かにそうですね。ただ、将来的に考えているもっと先々伸ばしていくところすべてそれが通用するかどうかはまた別問題ということだと思います。

ほかに何かございますか。

どうぞ、栗本委員。

栗本委員 S E Aのパブコメの回答の中で、私がよくわからなかったのは、この20ページのところで187番が、発電所については結論が得られなかったもので、これを踏まえた取扱いが必要であると考えてますけれども、この辺は後でまたご説明があるのでしょうか。

浅野座長 それは後に説明がございます。

栗本委員 わかりました。

浅野座長 よろしいですか。

それでは、重要な本論に時間を割きたいと思いますので、事務局には説明を端折らせてしまったのですが、事前に皆さんお目通しもいただいているだろうとも思いますので、これはこれで研究会のコメントの部分で必要があると思われる部分はさらに修正をして最終的にこれを公表するということにいたしたいと思います。

では、次に議題2でございます。戦略的環境アセスメント総合研究会の今回の段階での報告書の案について、パブコメを含めた修正をし、あるいは前回にだされた委員のご意見のうちパブコメの段階では取り上げることができなかったものも含めた最終の修正案を事務局が用意してくださいましたので、これについて事務局からの説明を伺いたいと思います。

湯谷課長補佐 それでは、資料2についてご説明させていただきたいと思います。戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（案）でございます。

表紙をめくっていただきますと目次を記載しておりますけれども、報告書の構成といたしましては前文、それからパブリックコメントを実施したガイドライン、さらにはS E A導入ガイドラインの取扱いとS E Aの効果的な実施等、参考資料、参考というようなつくりになってございます。

まず前文についてでございますけれども、ここでは研究会の今年度の取組ですとかガイドラインの位置付け等を記載しているところでございます。1段落目、2段落目では環境基本計画の考え方あるいは環境基本計画で定められた共通的なガイドラインの作成を図っていくということ。3段落目では、国際的な状況。4段落目、「S E Aの導入は」以降でございますが、ここではS E A導入の意義について整理をしているところでございます。

1ページ目の下の方でございますが、ここでは本研究会の取扱いを記載してございまして、平成12年に本研究会でおとりまとめいただいた報告書、この考え方を基礎として諸外国ですとか自治体の動向を参考にしつつ、S E Aの制度化に向けた取組の一環として定められた共通的なガイドラインのとりまとめに向けた検討を行ったということでございます。

「この共通的なガイドライン」は以下でこのガイドラインの性格を記載させていただいております。計画策定の早期の段階での環境配慮の組み込みに向けたシステムの基本的な考え方等を示すもの。また、「共通的なガイドライン」は自治体において今後このようなシステムの導入を検討する際の参考に供することも目的としているということでございます。

「ただし」以下では、今回のガイドラインの対象計画等について整理させていただいているところでございまして、今回は現行環境影響評価法の対象事業に係る計画を対象に検討を行って、その策定の早期の段階で環境配慮を促進させる戦略的環境アセスメントのガイドラインを



示すものとしたということでございます。

最後の段落ですけれども、本ガイドラインに基づいて各計画に応じたシステムが早期に導入され、各計画に適切な環境配慮が組み込まれることにより、持続可能な社会の構築への新たな歩みが加速されることを期待するものであるということで整理させていただいているところでございます。

3ページ以下にパブリックコメントを実施しましたガイドラインを掲載しております。パブリックコメントの意見あるいは第4回の委員の意見を踏まえまして修正したところを説明させていただきますと、3ページの下、S E Aは対象計画や事業計画の特性云々でございますが、この「対象計画や事業計画の特性」という表現を追加させていただいているところでございます。

また、4ページになりますけれども、P Iの部分でございます。これは第4回の屋井委員からのご意見を踏まえまして整理させていただいております。4ページの下から3行目ですけれども、環境面についてはガイドラインを踏まえ云々というところを修正させていただいているところでございます。

続きまして、6ページでございますが、(2)の部分の下から2行目でございますけれども、国、地方環境事務所の記述がございます。その後に「地方公共団体の協力も得て」ということで、ここも表現を追加させていただいているところでございます。

さらには12ページになります。6の(1)、公共事業分野における関連する取組との関係で、ここもP Iの部分で、中ほどにガイドラインの記述がございまして、その後ろのところでございますけれども、取組を実施しているとともに、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階での計画策定プロセスのあり方について検討が開始されたところであるということで、国土交通省の取組を紹介させていただいております。今後はS E Aを実施するに当たりP Iにおいて、本ガイドラインを踏まえた適切な環境面での検討が行われ、重大な環境影響の回避又は低減に向けた検討に活かされることが望ましいということで整理させていただいているところでございます。

また13ページのところでございますが、(3)のところ、環境影響評価方法書等の作成ということで「等」を入れさせていただいております。S E Aの結果につきましてはその後のE I Aの段階で活かされることが重要ですが、ここは方法書だけでなく準備書段階でも活かされるということで「等」を入れさせていただいているところでございます。

参考付表 - 1、参考付表 - 2においては、ここでの記述が参考例として示したものであるというこ

とを明記いたしました。具体的には15ページの注2あるいは17ページの注でございます。

18ページでございますが、本研究会の報告書として今後の課題的なことを整理させていただいております。S E A導入ガイドラインの取扱いとS E Aの効果的な実施等ということで、まず、1．S E A導入ガイドラインの取扱いでございます。本ガイドラインを踏まえた実施事例を積み重ねて実効性等の検証を行うことが必要である。そのためには、本ガイドラインに即して関係省庁等が個別のガイドライン等を作成し、その取組を進めることが期待されるということでございます。

また、これらの取組状況等を踏まえて、本ガイドラインを不断に見直していくことが必要であるのではないかということで整理させていただいております。

さらに、発電所については結論が得られなかったので、これを踏まえた取扱いが必要であるということで、これについては後ほど補足説明をさせていただきたいと思っております。

2．S E Aの効果的な実施でございますが、(1)としてS E Aの理解の促進ということで、本ガイドラインが対象としますのは事業の位置・規模等の検討段階のS E Aということでございますが、本ガイドラインの記述が共通的なガイドラインであるため、抽象的な表現が多いですとか理解が難しいといったような指摘もございました。ちょっと順番が逆になりましたが、S E Aそのものが事業の実施段階における環境影響評価のような定量的、詳細な予測を必要とするものではないということ。こういうことを踏まえまして、今後S E Aの取組を進めていくに当たりましてはS E Aの目的の周知ですとか実施事例の紹介等を行って、計画策定者等をはじめ、公衆等の関係者の理解を促すことが必要であるということで整理させていただいているところでございます。

また、(2)といたしましてよりよい評価に向けた基盤の整備ということで、本ガイドラインが対象とする事業の位置・規模等の検討段階においては、計画策定者等が環境影響を受けやすい地域等への重大な環境影響をあらかじめ回避・低減するという観点からの検討が必要であるということで、関係機関において、地域の環境に係る情報を整理していくことが望ましい。また、S E Aの評価目的に即した評価方法の検討を行うことが必要であるということで整理させていただいているところでございます。

また、(3)といたしましてコミュニケーションの充実等ということで、先ほどもご紹介いたしましたように、パブリックコメントではコミュニケーション方法の充実を求める意見が多うございました。これらを踏まえて今後取組を進めることが必要であるということでございます。

最後に3番で、より上位の計画や政策の決定に当たってのS E Aの検討等ということで、複数の事業の実施による複合的・累積的な影響の評価方法の検討等、環境影響の評価技術の充実ですとか計画策定プロセスの調査等を行いつつ、今回検討の対象としなかったより上位の計画ですとか政策の決定に当たってのS E A、これらについてさらに検討を進める必要があるということで整理させていただいているところでございます。

以上でございます。

西尾局長 18ページの1のS E A導入ガイドラインの取扱いのところの発電所のところについて一言補足させていただきます。行政として発電所の取扱いをどうするかということについては、私の方から後ほどご説明申し上げたいと思っていますけれども、このS E Aの共通ガイドラインをつくることにつきましては、本研究会の検討と並行いたしまして私どもも関係省庁とすり合わせを行ってきていたわけでございます。けれども、現状、正直なところ、発電所についてのS E A実施は困難と考えておりますので、この報告書(案)の中では、結論が得られなかったのを踏まえた取扱いが必要である、ということにして、行政の方に振っていただくというような形での記載を提案させていただいているところでございます。それを踏まえてよろしくご審議いただければというふうに思います。

浅野座長 ありがとうございます。

それでは、本日配布された案文で今後の取扱いの部分に一部手直しが行なわれておりますが、本体部分をふくむこの案文は事前に配付されていたのでお目通しをいただけたものと思います。この資料2についてご意見をいただきたいと思います。

亀山委員。

亀山委員 今局長からご説明ございましたけれども、このガイドラインはできるだけ共通に使えるものとして考えようということが前提でもってなされてきたわけで、それは18ページにもございますように、パブリックコメントでも非常に抽象的な表現が多いとか理解が難しいというような指摘もございましたけれども、それでもなおかつアセスメント法の全部の事業を対象にしたような形でもってガイドラインをつくらうというふうにやって検討してきたんだろうと思うんですね。

そこで、最後に発電所については結論が得られなかったのを踏まえた取扱いというのはちょっと何かわかりにくいと思うんですね。今後引き続いて検討することが必要であるというぐらいだとまだよろしいんじゃないかと思うんですけれども。ちょっとこのわかりにくい言葉でここが締めくくってあるというところについては私としては余り納得しがたいなという

感じがしております。もう少しわかりやすく表現をしておかないとならないと思います。

やはり共通的なガイドラインであるという以上は例外的なことを認めるような形でのまとめではなくて、今後も引き続いて検討することが必要だというようなことを残しておいていただける方がよろしいのではないかというふうに私は思いますけれども。

浅野座長 ありがとうございます。

原科委員、どうぞ。

原科委員 似たような、同じような観点ですけれども。最後のところはやはり発電所についての扱いが突然変わるような印象がありますね。これは大変心配です。と申しますのは、結論が得られないというまず判断が正しいかどうかなんです。これは前回までの議事録を皆さんごらんいただければわかるように、13種の事業を対象にするということはもう同意したと思いますよ、それも確認しましたね。ただ、民間事業なので具合が悪いというご意見ありましたけれどもね。事業種類として発電所を外すという言い方はなかったと思いますね。そういう意味では結論は得られていたと私は判断したんです。ただ、民間事業なので扱いにくいという話がありましたね。じゃあ、民間事業は本当に扱いにくい、これは十分議論する必要がありますけれども。事業種類を発電所を外すという話は全く出てこなかったと私は思いますが。

さっき、おっしゃったことは我々のここでの研究会での議論を踏まえたものになっていないように思います、この表現は。非常におかしいです、これは。

浅野座長 石川委員、どうぞ。

石川委員 私も同じようなことを申し上げますが。このガイドラインについては共通的なガイドラインとして検討してきたということでしたので、個別の事業についての詳細な検討というのはここではやってこなかったというはずなんです。その個別の事業についての検討するための共通のガイドライン、基本としてのガイドラインをつくってきたつもりですので、本来ならこれから事業サイドあるいは計画サイドにおいてこのガイドラインをもとにしてどうするか、どういうふうに組み立てていくかというのが検討されるべきだろう。ですから、この場所で発電所については結論が得られなかったというのはよくわからない。また、これを踏まえた取扱いということについてもこれは全くよくわからない。

しかも、発電所については民間事業だという話もございましたけれども、第三次基本計画の中での記述は、民間事業を排除するものではないということも意見の中、意見に対する考え方の中で明らかにされているということです。

そういうこともございまして、この発電所に関する2行の記述についてどうもよくわからな

い。よくわからないどころか、どうも我々がやってきた検討とは矛盾しているのではないかと  
いうことで、これはやはり削除していただいた方がいいのではないかという気がいたします。

浅野座長 小川委員、どうぞ。

小川委員 ただ今いろいろな方からご発言がありましたように、発電所に関して外すという  
ところまでの議論は前回の委員会までに確かに出てなかったと思います。しかし、実際に行わ  
れたパブリックコメントの結果をみると、全般的事項の発電所に関して賛成の意見と反対の意  
見が大きく対立する矛盾した状況が出ていると思います。

このパブリックコメントの結果も踏まえて、結論から先に言えば、私自身は発電所はS E A  
の仕組みになじまない部分があると思いますので、共通ガイドラインの対象外に外すべきでは  
ないかと思っています。

幾つかそういった意味で申し上げたいと思います。第1番目に、これまでの議論で、私の方  
から発電所に関しては具体的にこういう問題があるということを縷々ご説明を申し上げました。  
また、それらの問題点を十分に検討した上で共通のガイドラインを考えるというステップを踏  
むべきであると申し上げました。実際にはそういう形で詳細検討がほとんど行われないうまま  
で共通ガイドライン化の作業へ進んできていると思います。

そういうステップを経ているがゆえに、パブリックコメントでもこういった形で反対の意見  
が出てくるという結果に、ある意味でつながっている部分があると思いますので、発電所を含  
めるべきかどうか考える必要があると思います。

第2番目に、前回まで発電所の問題点については相当ご議論しましたので余り細かく繰り返  
すことはしませんが、発電所の場合に 事業アセスと違ってS E Aの意義がどこにあるかとい  
うことが具体的に出されていない、 具体的に有効な形で検討できる複数案が提示ない、 小  
規模発電へリークして結局S E Aが有効に働かない、 海外の有効事例が発電所に関して示さ  
れていないといった問題点を挙げました。これらの具体的検討があつて発電所S E Aの意義が  
明確になれば、もちろんS E A導入を考える余地が出てくると思いますが、実際にそういう具  
体例を挙げることは一切行われていないと思います。

そういった点を挙げてお話ししたわけですが、

第3番目に、電気事業に関しては、1995年から規制緩和が進められて、現在すでに市場の  
3分の2が自由化されています。現状のステップは、2007年、今年から検討に入ることにな  
ると思いますが、2010年の完了を目指して全面自由化の段階に入ってきています。家庭部門  
まで含めてある意味で全面的に自由化が入ることになり、非常に多様な会社が民間事業として

市場競争を行うこととなります。

民間主体が非常に激しい競争の中でやっていくということになりますから、そういった意味で経営戦略、企業秘密として社内で管理している内容をオープンにしているいろいろな議論をしていくということは、なかなか難しいと考えられます。

また、S E Aの適用が一定規模より大きい発電所に限定されると、全面自由化される市場競争に対して、政府が歪みを加えてしまう結果につながります。その辺も懸念される話です。

4番目に、発電所のS E Aアセスは、事業アセスと比べてどういうことができるのか、これまで説明を求めてきましたが、結局回答はなかなか得られませんでした。先ほど事業アセスの段階でもノーアクションというお話がありましたが、事業アセスの過程でも具体的に建設を中止するという事例が実際にいくつか起こっています。事業アセスの過程で発電所のいろいろな条件変更を行った具体的事例は多数挙げることができます。

したがって、事業アセスの段階がガチガチに固まってしまって何も変更がきかないという状態ではなく、その段階でもかなり大きな変更が加わる余地を持っているということです。そういう中で、発電所S E Aは、一体どういう意義を求めて何が実施できるのか、何が今問題になっていてどう解決できるのか明らかにしてほしいと散々申し上げましたが、具体的にはそういった意味での説明はまだありません。

5番目に、私には環境省の方々が、研究会でまとまったこのS E Aの共通ガイドラインをこの後どのように実施されていくのかというステップは全然わかりませんが、実際にパブリックコメントも含めてこれだけ強い反対意見、意見の対立状態が出ているということは、ある意味で他の対象と比べて発電所はなかなか一緒に共通的に取り扱えない内容が含まれているがゆえに起こっており、そういうところに基本的に大きな原因があると思います。

このままの状態発電所を含めて進めていくと、仮にこの研究会で報告書はまとまっても、その先で実際に実施しようという段階でS E A全体が動かなくなってしまうという懸念も出てくると思います。

要するになかなか違和感の強いところをある意味でまとめようとしているところにやはり無理がある、なじまない部分があると思います。その意味で、今回発電所をある程度外して考えようと事務局が案を作成されたことに関して私は一定の評価ができると思います。

以上です。

浅野座長 ありがとうございます。

ほかのご意見がございますか。栗本委員、どうぞ。

栗本委員 この研究会でいろいろな議論していた中で、先ほどから出ている共通ガイドラインというのがあったと思いますが、その認識の中ではやはり環境アセス法との13事業との関連があるかなと思っております。この発電所だけがそういう特例といいますか例外措置というものが今までにもそういうことがあるのかどうか。確かにS E Aというのは柔軟にやっというところはこの研究会の中でもあったかと思いますが、この辺のところはどういうふうに事務局は考えていらっしゃるのか。

それとまた合わせて、本当に我々の研究会の報告書ということでは後で実際にこれを実行するに当たって、環境省がどう対応するかというのはまた別かなという気がしていますので、共通ガイドラインとしては事業全部入れていくべきではないかと私は考えております。

浅野座長 ひとあたりご意見を伺って事務局にもう一度説明を求めたいと思いますので。まだご発言のない委員で。

それでは、辻本委員、どうぞ。

辻本委員 私も今幾つかご意見が出ましたように、この研究会の報告書というものの性質と行政が何をしたいのかということとをどう区別するのがやはり問題だと思うんですね。この総合研究会の研究会成果をもって行政をそのままダイレクトに行おうという姿勢というのは私は余りよろしくないんじゃないかなと思います。研究会としてはやはり研究会で研究会に出席した委員がいろいろ議論したことを非常に重要視していただいて、その方向性というのを極めて明確にしてもらう。その後、行政がそれをどんなふうに判断するのかということは別の問題だというふうな気がします。

ということで、今の問題については電力事業者の話についても我々はそれを区別して議論してきたわけではないということで、やはり共通の枠組みの中で考えていただきたいというふうな話で報告書はまとめていただきたいような気がします。

ただ、反省すべきことは、先ほどもおっしゃったように、我々の研究会の中での議論がまだ十分でないところはひょっとしたらあったのかもしれない。それはどうしてかということ、各事業を、これに含まれる各事業がやはり多様であったということは認めたいですね。計画のプロセスも多様だし、ヒエラルキー構造すら多様であった。各事業によってその構造も違うし。その中で特に電力事業について十分その中身がS E Aに適切かどうかというところまで見きわめることができなかった、ほかにもそういう事業はたくさんあると思うんですね。ここでより上位の計画についても今後考えると書いたけれども、我々の議論したところがどの辺の上位なのか、これも明確に我々できなかったんですね。もっと計画の成り立ちのヒエラルキーとか構

造性を議論しようと思ったんだけど、その資料を集めてきたときにやはり多様であるという結論になったというふうな気がするんですね。

それでもなおかつS E Aの方向を目指したいというのがやはり総合研究会の結論だと私は思うので。この後、関係省庁に下ろしてガイドラインをまとめられるところで、関係省庁の中でその中のある事業がこれになじまないということであればそういう行政的な措置をとられたらいいことで、研究会の報告書としてはやはり共通性を、我々が議論した共通性をしっかり書いてほしい。

ただし、先ほどからも意見が出ましたように、我々がまだ十分踏み込めなかったところがある。それは十分に資料も得られなかったし、それからよく考えてみると計画の構造的性、階層性というのが意外と取扱いにくい構造をしていたということがこれぐらいの研究会の中でまだ整理できていない項目であったということの反省もやはり書き込まなければそういうふうな、行政の措置に対する我々のふところの深さを示すことができないのかなという気がしますので、そこもやはり書き込むべきかなという気がいたしました。

以上です。

浅野座長 ありがとうございます。

それでは、屋井委員、どうぞ。

屋井委員 私も皆さんと同じなので、この発電所に係る2行はやはり削除ではないかと。少なくとも共通ガイドラインのレベルでは内容的にはおおむね合意できる内容だと思います。今後、各分野でこのガイドラインの趣旨を踏まえながら検討していくということが明記されていますので、是非そこは、できるところはどんどん進めていただければいいと思うんです。ここに記載されている発電所については「得られなかった」ということを書くと、じゃあ、発電所以外はすべて結論がきっちり得られているかという、決してそういうことではなくて、それはまさに今後各分野において検討していくわけですから、その関係も非常にあいまいで、誤解を与えることになります。発電所だけを改めてここに記載する必要性は全くないと思います。そういう意味でも辻本先生のご意見と私も同じであります。

浅野座長 では、田中委員、どうぞ。

田中委員 私もこの送られた原案からこの2行が入っておりまして非常に違和感を感じた次第です。委員会での議論は確かに前回もいろいろな議論、指摘がありましたけれども、総体として見ると、やはり発電所も含めて13の業種についてS E Aを共通的に行っていこうというそういう方向での議論があったかと思います。先ほどもパブリックコメントできつい反対意見



が出たというこういう指摘もありましたが、しかしそれは全体としてみると特に特定の事業者がある課題について非常に反対をしたという、これは事実でパブリックコメント出てきているわけですが、その数が多く出た。だから、発電所は取り下げることにしたんだという、そこは少し論理が飛躍しているのではないかなと思います。

それはそれとして、多様な意見もあるということ想定し、受け止めながら報告書をまとめる。報告書のまとめ方について言えば、13の業種、これさまざまな熟度があり、あるいはさまざまなステップがあるわけで、これは今のお二人の委員、あるいはほかの委員からのご発言もそうですけれども、私もそこにまた同感するわけです。いろいろなステップ、プロセスがあるわけですから、それはなかなか難しい。しかし、共通的にはS E A導入のガイドラインをつくっていくということで一応まとまってきておりますので、この2行は私自身もふさわしくない、適切でない表現のように思います。

以上です。

浅野座長 ほかにご意見ございますか。どうぞ。

井村委員 前回私はこの報告書の性格はどんなものかというのを聞きました。記憶が曖昧なのですが、そのときの報告書の表紙には総合検討会の名が記されていなかったような気がします。発電所を入れるかどうかについては、私どもとしてこの検討会でそんなに深い議論をした記憶はないので、この総合研究会の名前で出す報告書であれば、やはり違和感があります。

この検討会報告書を踏まえて、行政として各省協議をして何かの形で文書を作られるのであれば、そのときどのような内容の結論が出ても、それはまた我々とは別のご判断かと思うんですが、研究会の報告書としてはやはりちょっと違和感があります。

浅野座長 石田委員、どうぞ。

石田委員 私もこの2行ここに入ることに若干違和感を覚えております。この2行は、実は指摘の重要性ということと、そこからもたらす結論の短絡性というのを端的に両方あらわしているような気がします。先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、非常に多様なものがあるので、それをきちっと議論していくということの重要性を示すものとしてこの発電所の事例は非常に意義があると思います。ただ、それを研究会の結論としてこうであったかのように書くところは極めて短絡している部分があって。研究会としての議論と、そこは省庁間の行政レベルの調整と少し整理をする必要があるだろうというふうに考えています。

浅野座長 以上でしょうか。

縷々ご意見が出たわけですが、事務局からさらにご説明がありますか。

西尾局長 少し補足させていただきます。この研究会、専門家の方にここまでまとめていただいて、これで是非今日まとめていただいて次のステップに踏み出したい。それは大きなステップだと思っています。長年の課題であったものでありますので、なかなかまとめて頂くのは難しいところはあるだろうと思いつつやってきたわけでございますけれども、ここまでできました。

専門家として研究会報告として出しておけばあとは行政が何かするだろう、という以上の権威とか、それなりの思いというのを世の中の人を感じている。やはりここでの共通ガイドラインについて非常に重みを感じておられると私は思っております。

そういうことなものですから、2点目に申し上げたいのは、これは共通ガイドラインの話をしたのであって、個別事業のことはそれはまたいろいろ議論を尽くしていないところがあるので、それはその場で議論すればいかにようでもそれぞれの事業に応じて対応ができるのではないかと、私どももある種そういう観測も持って臨んでおりました。が、関係の方ともお話ししましたけれども、そちら側の懸念はそういうレベルではない。要するに共通のガイドライン、その中で個別のことを考えていくんだという傘に入ることによってもうこれはのっぴきならないものになるんだ、動きはとれないんだというふうに、非常にある種ここでの議論の権威を重く受け止めておられる。逆に言えば、そこはとにかくはっきりしていただかないとどうにもならないと思っております。

それから、第3点目、研究会と行政との距離感の問題でございますが、ちょっとこれは先に申し上げるといけないと思ったんでありますけれども、やはりちょっと直截に申し上げないといけないと思います。私は平成9年のアセス法制定以来課題になっていますS E A、なかなかうまく進まなかったものを、ここで是非まとめていただいて大きな一步を踏み出したいと思っております。そうすると、このガイドラインに即して今度関係省庁に具体的な取組を、共通ガイドラインですから個別のガイドラインをつくるなり具体的な取組を進めてくださいとお願いしなければいけません。その局面では、この時点でこれだけ開きのあるものについては要求はできません。したがって、行政としては発電所の取扱いについては結論が得られなかったことから個別ガイドラインの作成等のS E Aへの取組は求めないということにせざるを得ないと考えています。

しかし、研究会での議論と行政との距離感がございます。これはもちろん一体ではない。一体ではないけれども、さりとてやはり一緒にご議論していただいて、何か研究会は研究会だった、行政は違うことをしたというもどうかということでございます。やはりこれだけ議論に

なってそれで共通だからそれに入ったらいいじゃないかということについても実は非常に心配だという人がたくさんいるわけですので、そこは発電所については結論が得られなかったので、これを踏まえた取扱いが必要。踏まえてどっち向きにするかという事柄についてまで研究会でコミットしていただくというのはそれは私どもも言い過ぎだと思っています。結論が得られなかった、こういうことがあるので、そういうことに思いを致した何かしらの取扱いを考えていく。しかし、その方向までは研究会としてはいろいろなご議論がございますからコミットしない、こういうことがぎりぎりの研究会、専門家としてのご議論と行政とのぎりぎりの線ではないかと、こういう考えであるということでございます。

浅野座長 これは研究会報告であるという性質上、多数決で決めるというものではないという認識を基本的には持たざるを得ません。民間事業とりわけ発電所の取り扱いの点では、研究会の全員の意見が一致していないことも確かな事実です。

それから、確かに今事務局側からご説明のあった最後の点ですが、この点については当初我々がこの研究会として作業を始めたときと少しばかり客観的な状況が変わってきているといわざるを得ません。という申しますのは、環境基本計画でSEAをとということを行っている以上、共通的ガイドラインを、単にアカデミックベースでつくっておいて、そのつくられたものをあとではどうしましょうかというお話を時間をかけてゆっくりやっただくという余裕はないというのが、行政側のご認識であるようです。

そこで、事務局としてもこの当研究会が肅々と研究会の作業を終えた後で、それから個別のそれぞれの部門とのお話し合いをするというのでは時間的に間に合わないとお考えになったようでありまして、その点は先ほど補足説明の中にもあったのですが、この研究会報告とりまとめの段階で関係先といろいろなお話をしておられたようでありまして、そのご相談のプロセスも一切合切を含め、かつまたパブコメも総合的に勘案する中で、共通的ガイドラインの本体のみならず、その前後の附属文書的な箇所にも、今後の取り扱いについてある程度踏み込んだことも書かざるを得ないという判断をされたと座長は理解をしています。

ですから、ちょっとそのあたりは、確かに座長として最初に考えていたことと若干違って、今いみじくも言われたんですが、どの場面を想定してガイドラインを考えるのかということについても、ここでの論議がそのままガイドラインそのものの実施を約束するというものになってしまおうというそういう状況になっているようです。そういう意味でいいますと、抽象な共通的ガイドラインの内容はともなくも、具体の計画種を想定したご論議ということ言えばこの段階まででは当研究会の委員の間で完全には意見が一致していないということは間違えな

い事実です。

しかも先ほど辻本委員が言われた点もあるのですが、正直言って3月末までに答えを出せと言われていた限りはなかなかきつという承知の上で無理をしてここまでまとめたという面があるものですから、実際にはもうちょっと時間をかけていけば各計画構造ごとの取扱いについても分析ができたかもしれないけれども、それはどうも残念ながら今回は時間切れでできなかったということで、最小限のエッセンスだけでも書いてみようということにして、このようなまとめ方にしているわけです。その意味で、前回には、個別の計画種について具体的には共通的ガイドライン本体部分に具体の書き込みをしないほうがいいと発言もしたわけです。

個別の受け止め方についても、今のところまだ何の反応もない役所もあるわけですが、既に反応してくださっている役所はそれなりの受け止め方をしてやろうということで前向きに動いておられるということも一方であるわけですね。

そのこともこの報告書の中である程度意識しながら書いていますので、それとこれとのバランスを考えると、やはりちょっと全部が全部共通的ガイドラインというものが淡々とニュートラルにすべてのことについて書いているということにはなりにくい面もあることは否定できません。つまり、あちこちにただし書きをくっつけていますから。そのところがあるという以上、その一環として、共通的ガイドライン本体とは別の、今後の取り扱いの部分に、この段階である計画種に関して研究会の意見が一致しなかった旨のこの2行が事務局によって入れられたということについては、座長としては時間の都合もあって大変残念ながらいたし方ない、という気がいたします。

共通的ガイドラインは、すべての事業種のすべての計画についてこれをそのまま使うということができかどうかは実は個々にやってみないとわからない面がまだ残っていることは事実であり、十分にこの点は報告書本体部分でも強調してきておりました。ですから、その中で特に強くこの点について指摘されているということについて、やはり少数の意見であるとしても無視することはよくないとも考えるわけです。

原科委員 ちょっといいですか。ただ、お一人、特に小川委員さん反対しておられますけれども、その根拠が私は非常に薄弱だと思いますよ。だから、そういう多数決で決めるわけにはいかないとおっしゃるとおりなんですけれども、それに対して例えば海外では全く例がないというような言い方をされたと思いますけれども、それは事実と違いますから。そういうようなこと、基本的なことをしっかり押さえれば、何で世界中でS E Aやっているかがわかると思うんですよ。

それから、必要性に関してはもう2000年の報告書に縷々書いております。だから、そういうようなことも小川委員もしっかり理解されたとおっしゃった、ただ発電所はちょっと違うとおっしゃったんですね。基本的にはそうだと思うけれども、発電所は違うとおっしゃった。

ただ、私はね、通常アセスメント、世界中が事業主体が官であるか公共であるかあるいは民間であるかの区別することは普通はないんですよ。ある事業は公共がやっているから結果的に公共がやっているとか、結果的にある事業を民間がやってるから民間がやってるというだけのことであって、基本的には環境に対して影響が著しいかどうかですよ。主体は関係ないです。だから、そのところはしっかり見きわめてアセスメントについて考えなきゃいけないと思いますね。

S E Aの対象となる計画種類が国によってシステム違いますからね、ある国で公共がやっていけばそれは公共になるだけのことで、民間がやれば民間になります。例えばアメリカの場合はN E P Aのアセスで、これはS E Aを含んでいるアセスですからね。N E P Aアセスでは必ず代替案の比較検討をします。このときにはノーアクションはマストです、義務付けですからね。これは連邦の官報を見ればわかるようにたくさん出てます。いずれも調べてみると、実際民間がやってるんですよ、民間事業で。ただ、官報にはそれを受け付けた官庁の名前しか出ないので、それだけ見ると公共がやったように誤解しちゃうんですよ。でも、その事業を個別に調べると民間がやってるわけです。

あるいは世界銀行が、これはO D Aと国際金融の両方に融資してますね。世界銀行グループでは統一のガイドラインを作ってますから、民間の国際金融に関しては必ず世界銀行のアセスでやってます。ここでは複数案の比較検討ですね。サイトロケーションとかやった事例も実際あります。たくさんあるんですよ。

だから、そういうようなことを考えると、やってないというのは全く間違いで、基本的にやっています。だから、そうおっしゃったので、私はそういう間違っただけに基づいて日本ではできないという言い方はおかしいなと思いますよ。

浅野座長 どうぞ。

小川委員 前から何回もそういうご説明は聞いていてよくわかってますが、S E A一般の話でいろいろなのが海外で実施されていることは私もその通りだと思います。しかし、私が求めていたのは、具体的に発電所に関して 米国でこういう事例があり、こういう検討をしてこういう意義のある結果を出している、ヨーロッパのこの国ではこうだ、と発電所の事例を具体的に挙げて説明していただくことです。眼目は発電所でS E Aを実施する意義が確かにある

という点を示すことです。この材料をさんざん求めているわけですが、それについては私も残念ながら知りませんし、そういった意味で委員会で具体的な事例として挙がってくるものもなかったと、そういうことを申し上げているだけです。

浅野座長 いかがですか。辻本委員。

辻本委員 今私はそういう議論をこれからやって今これを決着させようという話では多分違うと思うんですね。どういうふうにおさまり方かというのは、我々はいずれの話にしましてもそういう議論を決着させるというプロセスはとってないし、それからそれについて我々は十分議論できないことの限界もわかった。例えば計画プロセスの多様性とかヒエラルキーのあいまいさとかいろいろなものがあって、1つ1つの事業に対してどれくらい習熟できるかとか、あるいは追随できるかというような議論は十分できていないということ。

ここで問題なのは、発電所だけが問題ではなくて、いろいろな事業でいろいろなやり方をやっていけないとしょうがないですよというふうなことはやはりしっかり書くことによって、発電所が第1期目でドロップアウトすることも認めようじゃないかというふうなスタンスがいいんじゃないかと思うんですね。

ここで書き込むことに対する抵抗感があるわけで、発電所はひょっとして今の状態ですぐにこれに追随できないなというのはある意味でわかることもあるし、一方ではやってほしいという気持ちもあるし。でも、そのことが今問われているわけではなくて、ここをどういうふうに始末するかと言ったらおかしいけれども、我々が計画プロセスの多様性とかヒエラルキーの構造のあいまいさから1つ1つの事業について縛れないというふうなところをうまく書き込むことによって、発電所の話を余りにも表に出していくようなことは、我々がやろうとすること全体のつまずきをここからほころびをもたらす可能性もあるんじゃないかということに心配して私はこの文章を削除をお願いしたわけで、発電所1つを問題にしているわけでは決してないということも理解していただきたいと思います。

浅野座長 その点は屋井委員のご意見も同じような趣旨だろうというふうに思ってお聞きはしたわけですが。

屋井委員 ちょっとだけ訂正をさせていただきます。削除が基本と申しましたが、さりとて先ほど来の浅野先生もそうですし局長さんもそうですが、お話を伺っていると、発電所という言葉を書き込まないと困るんだ、というふうに聞こえるんですね。ですから、発電所についてはちょっとまだ結論が出ていないということを書かざるを得ない。書きたいということはいくわかったのです。私の申し上げた意見は、発電所以外は結論が得られているという点。

1個1個全部の事業をつぶして議論した覚えもないし、そういう意味で結論は出ていないわけですから、この言葉使いは変えていただきたいという意見に修正します。

どのように変えるかについては、少なくとも本ガイドラインの対象計画というのを決めました。対象計画に発電所はまだ含まれていないという書き方をして、例外にしてもらうのであれば、少なくともほかについて、すべて結論が出ているという表現に聞こえる心配はないので、そういう例外を書くというのは多くの委員の方は反対でしょうが、私はそういう方法であったとしても、それ以外の多くの分野がこのガイドラインの下で積極的に対応していくことが残れば、大変意義のあることではないかと思えます。

浅野座長 そうなりますと、これは研究会のペーパーとしてむしろ踏まえた取扱いが必要であるとは我々ぎりぎり言えることだという理解をしまして、事務局もそういう理解の上になつてこの表現をとっており、この後は行政の判断だというように言っておられるのと思えます。

今の屋井委員の再度の修正案ですと、むしろ我々が行政の判断の中に入り込むことになってしまうのではないのでしょうか。そうすると、むしろ多くの委員の考えている意見とはかなり距離が出てしまう、距離感がむしろその方が大きいという気がします。

それで、ここでは研究会としてはぎりぎり書けるのは「意見が一致しなかった」というこの表現だろうという苦渋の選択みたいな形になっていて、踏まえた取扱いという表現になっているのはそのニュアンスがあるわけでしょうし。それから、後世、多くの方々には議事録を読んでもいただければどのような経過であつてこのように言われているかというのがわかるわけですから、この表現で研究会そのものが価値を損ねるとは思わないと考えます。

ということで、できればこれはこの形でお認めをいただいて、報告ということにできれば、座長としてもありがたいと存じます。

そもそも戻ると、座長としては、実は、辻本委員が言われている点がずっと気になっておりました。この研究会でも最初の1回、2回のところで計画の構造とか階層性という点をかなり議論しているわけです。その点をこの共通のガイドラインの本体部分には十分に書き込めていないということは、率直に言ってそのとおりです。ただ、それをどういう形で書き込むかということになるとなかなか難しい面もあつて、結局書けば書くほど特定の計画種をイメージしすぎてしまうということになるものですから大変書きづらい。結局最終的には全部余計なものをとっていった骨組みだけ残したらこれが残ったということになっています。

むしろ、今回この報告はこの報告で出しておいて、前にも申しましたけれども、この研究会

はできればちゃんと残していただいて、今後もっとこの辺の埋めるべきところを埋めていくという仕事をやらなきゃいけない、それがむしろ責任ではないかという気がしています。ここで全部を投げてしまうというよりも、この2行は、とりあえずさまざまな過程の中で出てきたこととありますので、この部分に関してはこの表現でお願いできないかということでございます。

石川委員、どうぞ。

石川委員 今のお話なんですが、少なくとも私どもは計画の構造についていろいろバリエーションがあるということについては、それを承知した上で、それらに共通する基本的なものとしてこのガイドラインは目指してきたということのはずなんですね。ですから、当然個別の話はその次にくるということになるのも承知の上でやってきた話だというふうに理解しております。

ですから、当然結論が得られないという異論が出るという部分も当然あるだろうとは思いますが、それでも、それにしてもここにある文章ですね、これを踏まえた取扱いが必要であると。これを踏まえた取扱いというのが一体何を意味するのかですね、これが非常にわかりづらい。せめてわかりやすく検討を継続する必要があるとか何かそういうふうな形にならないだろうかという気がいたします。もちろん異論があるのは当然のことですし、必ずしもすべての人がこのガイドラインを諸手を挙げて賛成するということでもないというのはそれはわかります。ですから、そういうものがあるということ踏まえた上でどういうふうにするのかということを書くべきなのではないかという気がいたします。ですから、せめて検討を継続する必要があるというふうなことになるだろうかというふうな気がいたしますけれども。

屋井委員 私もちっと文章をもう一回変えましたのでね。(笑)まさに石川委員と同じで、発電所の取扱いについては今後さらに検討が必要である、であれば、これは意味がわかるんです。ただ、現状の文章は本当に意味が不明確だと思います。

浅野座長 どうぞ。

原科委員 今も発電所について具体例がないとおっしゃったので、本当はいろいろ申し上げますけれども。例えばアメリカでは原子力発電所も当然対象NEPAでやってますね。そのとき立地の選定なんかやってるんですよ。これはEarly Siting Permitを出しますからね、その段階で民間事業者が提案して、そのスコーピングプロセスをしっかりやってます。結果どうなるか。日本では原発というのはストップしちゃうでしょう。アメリカでは、幾つかはそれで逆につくることが決まるでしょう。そういう意味ではアセスやったから止まるとは限らないですよ。だけれども、きちんとやることによって社会的な合意形成ができるわけですね。だから、



そういうような効果は明らかにあります。

それで、とにかく早い段階で情報公開して進めていくことになるのでこれは大変大事なんです。ところが、なかなか電力会社は最近情報公開を余りしないことが多くて、問題をいっぱい起こしているでしょう。だから、本来は、むしろこういうようなものは早い段階で情報公開するというのに日ごろから慣れていれば問題も減るわけですよ。そういう意味では体質改善にもつながるので、これをむしろ電力事業がよくなるためにS E Aを活用してもらいたいと思います。実際にそういうことをアメリカはやってるからそれなりに進んでいるわけですよ。

世界銀行も最初の段階から、サイトロケーションからチェックしてるのはそういうようなことですよ。ということで地域の声を得ると、本当に問題があればもちろんストップになりますけれどもね、それは事業者がいい計画をつくるかつくらないかにかかっているわけですから、一概に早い段階で情報公開したからまずいとは言えないし、むしろ社会的合意をつくる上ではいい効果があると思います。

そんなことをもっと詳しく言ったら時間が足りなくなっちゃうので浅野先生も心配しておられますから余り言いませんけれどもね、いっぱい実例があります。後でこれはお教えしますから。そういうようなことで、発電所だけ別だというのは、とてもこれは言えません。さっき申し上げたように、官か民かで差をつけるなんていうアセスメントは世界は基本的にそんなことはやってないですから。そのことを申し上げておきます。

浅野座長 どうぞ。

石田委員 発電所をどうするかということ以上に何か1つのものを取り上げてここに出すということの影響が共通ガイドラインとしては非常に大きな波紋といたしますか後へのいろいろな問題を残すと思うんですね。ここで書かれているのは、要は踏まえた検討をどういうふうにしていくか、それが必要なんだと言ってるわけですから、その前2行のところをある意味で最後の2行はその部分だけ特に詳しく言ったような内容ですから、取組の状況等を踏まえるだけじゃなくて、この研究会で十分議を尽くせていない部分というのも踏まえる対象にすればいいわけで。この「また」のところの2行をまたその研究会で十分議を尽くせていない部分や取組の状況等を踏まえてガイドラインを不断に見直ししていくことが必要であると言ってしまったらこの最後の発電所の2行も含まれるのではないかと思うんですが。どうなんでしょうか。

浅野座長 どうぞ。

西尾局長 ちょっと補足させていただきますが、理知的に考えて共通ガイドラインなんだから個別のことは先にやればいいでしょうというのは進める側からのロジックです。いろいろ心

配だという側を一生懸命私が言わなければいけないということでもないんですけども、しかし、そうは言ってもそもそも非常にそういうことをやってうまくいくんだろうか、ということとてにかく心配である、引き続き検討というレベルじゃない、という懸念も非常に強いわけでございます。

そういうことと言えば、共通ガイドラインだということを認めてしまうと、それは当然個別のところはどうしてやらないんだとそういう議論になるでしょう。要するに全部くっついていくという議論になるわけです。そこはいろいろな考えようはないでしょうかという話をしたわけでございますけれども、そこは大分認識は違う、とてもじゃないけれども埋まらないという状態でございます。

逆に言えば、そういうことなら論理としてはいいんだから書かなくてもいいじゃないという議論があるかもしれませんが、逆にこの辺のところを書いていただければ、この点を除けばこのいただいたものについてはいろいろなすり合わせをしながら進めてきておりますので、専門家としてこの研究会でおまとめいただいただけということだけではなくて、こういう形でご整理をいただければ、およそある面ではこの辺の世界でこれが一応よく相談もしつつ、およそ共通ガイドラインとしてここに書いてあることは同意できる、こういうレベルに至っているんです、ということをご判断に入れていただいて、この付け足している部分について言及すれば基本的にはこういう共通ガイドラインでS E Aを進めていいということが基本的に同意していますので、是非そういう方向で進めることができたというのが事務局案でございます。

浅野座長 これはちょっと余り強引すぎるなという気は正直していますから、皆さん、ごめんなさい。やはり何とかS E Aをちゃんと入れていくという第一歩をつくっていくということを重視するとすれば、ちょっと想定外のプロセスになってしまったとさっき申し上げたんですが、そのプロセスの中ではこういう表現を何とかお認めいただかなきゃしょうがないかなということでございます。

それから、原科委員が言われた例を本当はきちっと議論していかなきゃいけないというのは私は百も承知で、そんなに時間制限する気はないんですけども。ただやはりもの決めのシステムというのは国によって違うということがありますから、N E P Aの枠組みと、それからE U型の枠組みというのはもともと今のアセスをつくったときからずっと引きずって議論してきていることですね、原科先生ご存じのとおり。N E P A型のものを引っ張り出してきてそれを例に挙げて議論したからといって必ずしもみんなは納得しない面があって。例えばE U型のものも、それから東アジア型のものも全部丁寧に詰めていって初めて勝負ができるという気が

します。ですから、この辺はもうちょっと少し学会レベルでもしっかり議論をしてやらなきゃいけない、ちょっと今回はまだその辺の詰めが足りなかったかなという気がします。

というのは、結局意思決定プロセスが違うということがある。それから、民間事業はという一般論で議論をしていくと、僕は理解としては原科委員が言われるとおりだと実は思っていて、民間事業はアセスの対象になっていない、S E Aの対象になっていないということがどうも正確じゃないと思っているんですけども。

ただ、どう考えてもこのS E Aの、N E P Aにしてもそうですし、それからE U指令を見てもそうですが、その中に書かれていることを見ると何らかの形で法定手続がかかっているというのがもう1つあるんですよ。だから、その法定手続がかかっているということをどう評価するかということがあって、そのところがやはり国によってどういう形でどういう法定手続をかけるかが違うわけですね。だから、外国でうまくいっている例を示してみようというのも言いがかりのような気もする、小川さん悪いけれども。どうもそれだけでは議論にならないと思うんだけども。もっときちっとアカデミックに議論していくとすれば、どういう意思決定プロセス、どういう法定手続になっているのかという全部一々やっていって、それが我が国とどういう距離感があるのかを見た上で議論しないときちっとした議論にならないだろうとは思っているんですよ。

ですから、今のところ余り反対はしたくないんだけども、議論としてはややまだ不完全燃焼ながら完全には決着がついてないというふうに思っているのも、もうちょっと5分ぐらい時間あげますから、原科さんの研究結果についてお話しくださるのは結構ですよ。

原科委員　ですからね、法定手続でどこで関与するかによって決まるので、事業主体は官民関係ない、これはそのとおりなんです。座長のおっしゃるとおりでね。ですから、逆に、ここであえて発電所だけ例外扱いするのはおかしいんですよ。共通手続の中でね。それはいろいろな事業ごとに特殊な事情ありますよ。それを発電所だけ焦点当てて特別だというのはナンセンスですよ。

私はだからそういう意味で座長がおっしゃったとおりだと思いますし。だからこそ、それじゃあアセスメントとは本来どんなものかを考える。官民でまずやってるわけですから、できるだけ早い段階で情報公開を進めることです。そうすると、日本の国の政策はどうかですよ。日本国として環境基本計画でしっかりと政策方針出しているわけですよ。それに沿った国をつくらうというわけですね。だから、我々はそういう共通のガイドラインはそういう意味でやってきたわけですから、その考えでいったら、ある事業だけ特別と、そんなに議論してこなかっ

たのにここで外すのは非常におかしいと思います。だから、その意味で18ページの2行をつけるのはおかしいなということなんですよ。先生のおっしゃるとおりだと思います。

基本的には我々は国としての環境基本計画、方針があるわけです。しかも経済産業省はですね、発電所を監督しているんですが、この省も当然、環境配慮のこの政策を出しているわけですね。そういった基本的な配慮から考えれば、この方法というのは全く整合すると思いますよ。むしろ発電所だけ外すということは、こういう全体の動きに対して非常におくれた対応をすることになるんですよ。それが本当によろしいんですかということです。ということをお願いしたいと思います。

だから、私は、18ページの2行は削除するべきで、そのことをしっかりやってもらいたいと思います。

浅野座長 井村委員、どうぞ。

井村委員 基本的に私も先ほど申し上げたとおりの立場です。我々は、検討会としての報告書は報告書として、国として具体的にどうするかは次の段階で決めるのだらうと認識していたわけです。ですが、今の局長のご説明を聞くと、どうもこの検討会で議論されたガイドラインがほぼそのまま政府として合意されるガイドラインになるらしい。そこで、この2行が大きな問題になっていることが理解できました。逆に言うと、この2行のことを除けば、S E Aについて大きな前進が認められるということも理解できました。また、浅野先生が今委員会として非常に無理な結論を出しにくいということもおっしゃられたのも理解しました。

検討会としてこれまで相当長い間S E Aを検討はしてきたけれども政府としての導入にはなかなか行きつかなかったという残念な状況もありました。こういういろいろな事情を考えると、この2行の扱いはS E Aの将来を決める非常に大事なことなので、その辺を踏まえた高度な判断が必要かなと今思います。大変難しい問題について浅野先生が色々とお考えになった上で述べられたので、場合によってはそのご判断を尊重してもいいかなと思います。

以上です。

浅野座長 田中委員、どうぞ。

田中委員 この2行の扱いが非常に問題になっておりますが、実はこの19ページの大きな3番のより上位の計画あるいは政策の決定に当たってのS E Aの検討、これもこの研究会で今まで議論がありまして、当面はこの位置・規模といったいわば事業アセスの直前といたしますが、その前の段階を考えよう。さらに次のステップはより上位のということで、こういうことで整理がついた話だと思うんですね。

この文案では、こうした上位の計画や政策の決定に当たってのS E Aについてはさらに、引き続き検討するという意味だと思いますが、検討を進める必要があるというようにまとめられております。これは研究会としてもおおよその合意が一応なされていると思うんですね。

今の発電所の問題について私はS E Aを適用すべきという考えに立つわけですが、しかし小川委員のようにそういうお考えもあり、かつ事業者の懸念もある。あるいは場合によっては関係省庁の対応もあると。そういうことを全体的に考えて、やはりここの扱いが非常にクリティカルで難しい問題になってきていると理解しています。

とすれば、これを踏まえた取扱いというその文言の意味をもうちょっとはっきりすべきである。つまり、このあと引き続き検討していくという方針をこの研究会で確保したいというふうに思うんですね。表現レベルで、もしこの表現が仮に動かないとしても、やはり考え方はそうであるということを確認したい、研究会のいわゆる合意としてですね。

つまり、先ほどから何人かの委員から出てますように、結論が得られなかったのを踏まえた取扱い、この意味がよくわからない。だから、繰り返しますが、やはりそれは今後さらに検討していく、つまりそういう点でいろいろな課題があり、合意を得るにも時間がかかるとすれば、そういう手順をこの後さらに積み上げていくんだと、そういう意味であるというのであれば、私はまだ理解ができますが、どうもそうではなくてこれで撃ち方やめという話であれば、そのところはこの研究会の結論のまとめ方としてはいかなものかなというふうに思います。

以上です。

浅野座長 それら一切合切を含めて、研究会報告としてはこれを踏まえた取扱いが必要であるということで、多くの委員の意見は大体記録を見ればわかるのではないのでしょうか。しかし、全員一致ではないということも確認できたというように私は考えます。

そして、最終的には我々にガイドラインを決定するという権限があるわけではないということとははっきりしていますので、それをどう扱うかは行政の側の判断ですが。正直言って、個々の計画種についてはどうだこうだということは言わないと、これまでの研究会で言ってきたことは事実です。それは、はっきり言って詰めが十分にできていないということが正直な理由でもあったわけです。

それから、この報告にもりこまれた共通的ガイドラインでは、S E Aに最低限必要なことはこれとこれだけなんですという点をあげ、しかも個々の計画種によっては手続プロセスについてもこのあげた要素の手順がどうなるかということについてもかなり自由に変えていただ

いて結構ですと、そこまで言っているわけです。そして、既存の手續の中にS E Aらしきものがあるならば、それをもってS E Aと呼ぶということも場合によってはこれも可というぐらいのところまで考えて我々議論してきたつもりでいるわけですから、およそそもそもS E Aは全然賛成できない、S E Aなるものは反対であるということをお考えになる方があることはもちろん思想の自由ですから構わないのですが、環境基本計画もそんなことは言っていないわけであって、閣議決定でS E Aをやりたいと言っているわけです。この閣議決定というところを大前提としてこれをしっかり踏まえて我々は研究会を進めてきた。この段階ではその一切切の議論の最終的な集約として今の研究会内外のさまざまな議論のプロセスの中で出てきた表現はこれであって、我々研究会がこの表現が、田中委員が言われたような撃ち方やめという理解を示しているかどうかは別問題だと考えます。「意見が一致しなかった」と事実を述べているにすぎません。そもそもS E Aというものについてはなお今後もっと検討すべきことがあります。だからこそ「不断に見直していく必要」とも述べております。

そのときに、詳細に考えていきますと、構成的にも一体どう整理したらいいのかという問題があります。我々のこの第三次研究会で扱ってきた共通のガイドラインの議論では、正直言ってE I Aに引きずられすぎた議論が多すぎたと思っています。ですから、本来のS E Aのあるべき議論よりはかなりE I Aに近づいた議論をやっていることは事実です。それも今回、最初に土俵設定したときの設定の仕方の制約上やむを得なかったと考えておりますけれども、そこでやはりE I AとS E Aの違いを十分には示すことができていないということは残念ながら事実です。

そのために、やはりこの種の議論がどうしても出てこざるを得ないということになるのだろうと思います。

田中委員 今の先生のお話よくわかりました。ただ、私が先ほどちょっと発言した意味は、研究会の多くのメンバーはこの表現が非常に問題があるとしても、やはり電気事業者、発電所の問題はいろいろあってなかなか結論出すのは難しい、そういう理解は一応行き渡っている。しかし、だからこそ、引き続き検討する必要があるんだというのはおよそこの研究会のメンバーのある種の合意があるんだろうと思うんですね。

それに対して、先ほど局長がご説明した意味が、少しその点はわかりにくい。私自身の理解であれば、つまり各省庁といろいろとすり合わせをした中で、このことについて言えば関係省庁に個別のガイドラインづくりを求めてもこれは基本的に回答がないんだと、ある意味でだめだというような趣旨の話があったように私は理解したんですね。そのところをやはり引き

続き検討していくと、検討課題として扱うんだという研究会のメンバーの側に、そういう認識があるんだろうと思うんですね。その差が問題ではないかということなんです。

ですから、私は事務局の方の私の受け止めについて理解が至らなかったのかもしれませんが、事務局としても、これは引き続き検討していく課題として認識しているんだ、省庁ともあるいは事業者とも引き続きしていくんだと、そういうことであれば意味がわかるんですが、どうもそうではないということがつまり研究会のメンバーとの差に出ているんじゃないかと思います。この点について意味があったらもう少し教えていただきたいと思います。

浅野座長 それでは、お願いします。

西尾局長 私どもとしては引き続き検討という含意はございません。それで、発電所については先ほど申し上げましたように、行政としては個別ガイドラインの作成等のS E Aの取組を求めないということにしたいと思います。そうせざるを得ないと思っています。このことはこの委員のいろいろなご指摘に必ずしも添えていない点もある、そこはまことに申しわけないというふうに思っておりますけれども。

まず、この共通ガイドラインはいいんだと、あとの適用のところではいろいろ議論があるんだと、こういうレベルになっていけば今のようなご指摘のような線でも整理ができると思うんですけれども、やはり非常に主要な事業についてかなり大きな議論を、これはもともとE I Aのときも発電所の扱いというのは非常にいろいろ苦心した経緯がございます。やはりそれだけ非常にいろいろ難しい点ということがございます。

ですから、共通ガイドライン、そうするといろいろ今後何かやっていかなければいけません。そういうことも含めてこういうことで了解いただけますかね、共通ガイドラインがあって、それで次に進んでいくという手順は了解できますからね。そういうことになるとちょっと待って、研究会で終わりになるのは結構ですが、それはなかなかそういうことで行政がやっていくということについては大変問題がありますと、こういう議論をぐるぐる回ってきたわけでございます。

このぐらいのところはぎりぎりのところで、そういうことであれば共通ガイドラインをつかって、これを一般には今後関係省庁にご協力いただけるところはできるだけ具体化していくと、そういうものであるんだということ自体はみんな納得をする、こういうレベルでございますので。全体を進めるという見地から今の点もご理解いただけないだろうかという願いをしたわけでございます。

申しわけないですが、そういう筋でございますので、その中には引き続き検討ということの

含意はございません。

原科委員 私は、削除ですよ、やはりこれは。全くおかしい議論でね、研究会でずっと検討してきたことは全く無視した議論ですよ。これは省庁間の都合ですからね。それをこちらの研究会の報告に持ち込まれると困りますから。我々はこの2行を削除、私としては強く主張しますよ。全くおかしいですよ。だって、発電所は世界中でやってるんだから。しかもね、位置・規模の選定段階というのはどこでもやってるんです、サイトロケーションなんかは、何度も申し上げます。その具体例もありますからね。それを日本がやらないとどうかしてますよ。非常に情けない状況だと思いますよ、これは。環境基本計画は何なんですか、これ。国の基本方針でしょう。それで発電所だけ例外にするというのは全くおかしいですよ。

それから、環境影響評価法制定時の議論はまさにそれですね。さんざん反対しましたよね、発電所の関係者。ところが、実際にやってみてちゃんとやってきたわけですよ。だから、本当にできないのだったら、やってみておかしいこといっぱい起ったはずですよ。でも、今は非常によくやっていると言っておられるわけですね。だから、そのときに反対したからできないという話ではないと思います。全く逆の観点から議論できます。

田中委員 今、局長の方からお答えをいただいて、引き続き検討課題とする含意はないという、たしかそれでよろしかったですね。

西尾局長 行政はですよ。

田中委員 行政としては引き続き検討する含意はない。そうすると、つまり研究会としては、とにかく引き続きいろいろな課題があることは認識したと、検討してほしいという、今すぐ結論が出なければ時間をかけてもいいからきちんと手順を踏んで検討してほしいと、こういう話だと思うんですね。だから、そうするとどうも事務方が、特に関係省庁、関係事業者といろいろなご協議をされた中で、なかなか発電所については現時点では難しいと、SEAの導入がですね。そういう感触を得られた上で、今の事務局の代表である局長からご発言があったと思うんです。

そのところは果たして、現時点でも難しいとしたら、これ以後ずっとこれ難しいという話で終わりですか。事態が進んでいってもそういうことなんですかと、そういうふうに受け止めてるんですね。そこをちょっと整理してほしいんですけども。

浅野座長 今はあくまでもこの時点の判断が示されているだけであって、研究会としては行政がどう判断するかということについて手足を縛るということがもともとできないわけですから、そこは局長も苦労しながらそういう発言をしておられることを理解せざるを得ないだろう



と思います。しかし、一方で当研究会として「意見が一致しなかった」というこういう表現をとったことを多くの方はこういうふうに読んでいるのだ。行政とは異なる読み方をする者もあるんだという、これはしょうがないことです。環境基本計画をつくったときも1つの条文については2つの読み方があるということはいくらも例がある。

原科委員 それはしょうがないですよ。だからこそ……

浅野座長 ですから、発言してそれがちゃんと記録に残っているのは極めて重要なことだから、それはそれでよくわかったと言っているわけです。

その上で、ここには2つ理解の仕方があるわけです。つまり、研究会の役割は共通のガイドラインの案をつくらうと言っているのであって、法律をつくらうと言っているわけではないわけです。そしてガイドラインというものはあくまでも相手が嫌だと言ったらそれ以上は強制できないという性格なもので、そういうものであるのだから、自由に何でも言ってもいいという面もある。それだから、嫌だと言われぬような書き方しておかなきゃいけない面もある。ガイドラインの報告のしかたについてもいろいろな理解がありますから、それらを一切含めてここで書かれているような表現が出てきたということ以外にはちょっとこの場の整理がしょうがないということだと思われま。

この2行については委員の皆さんのご意見がわかりましたし、記録にもしっかり残ることでありますから、それらを踏まえてこの部分に関しては最終的な取扱いは、座長に一任をいただけますでしょうか。よろしいですか。

原科委員 削除も含めてね。2行の削除を含めて検討してください。

浅野座長 そういう意見があったこともふまえて考えます……

原科委員 代替案としては、ノーアクションね。削除するですよ、だってこれは事実と反するものですから。これはナンセンスですよ。

浅野座長 これ以外の部分で何か特にご意見があればお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。今1ヶ所だけに議論が集中してしまったために、残りの部分については議論が余りできていないのですが、その他の点については原案にご異論がないということでよろしいでしょうか。

井村委員 議論ではない、ちょっと確認です。1つは、細かいところですが、4ページですね。真ん中辺あたりの公衆というところですね。「以下「公衆」という」の範囲がいろいろ国、地方公共団体のほか、当該地域の住民はじめ環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等と書いてありますが、この公衆がどこからどこまでを指しているのかが1つ確認したいとこ

ろです。

それから、2番目は7ページの上から6行目ですね。これは「また」から読みますと、関係都道府県・市町村に対し云々がありまして、関係地域の環境保全に関する情報の提供を求めるというのがあります。それから、9ページにやはり一番上の地域特性のところですが、この段落の一番下の方に環境保全の観点から施策によって示される基準、計画及び方針等環境保全に関する施策の内容等も含まれるとなっています。

要するに非常に大事なことはS E A、さっき座長が言われたように、このS E Aが非常にE I A寄りのS E Aになってしまっているところに発電所の問題を含めて実は大きな問題があるように思うわけです。S E AができるだけS E A的になるためには、その地域でほかにどういう計画があるかとかそういう情報をきちんととらえて、単独事業のことだけではなくて地域全体を見るという発想が非常に大事ではないかと思えます。そのときに自治体に対してその地域でどんな開発があるのかというような情報を求めることとか、それからその地域全体で例えば環境計画がどんなふうになっているかとかいうようなところを合わせてみるところが非常に大事じゃないかなと思えます。

そのとき、求める情報が環境保全の情報だけになっちゃっていますね。これは環境保全だけではなくてもうちょっと幅の広い情報であった方がいいんじゃないか。例えば地域の総合計画とか開発計画とかいろいろなその他の開発計画等の情報も一緒に合わせて見るというようなことがあったらいいのではないかなと思えます。参考資料5に地域の環境情報のリストがありますが、これは環境だけの情報リストですね。S E A的にするためには単に環境関係の計画とか情報だけではなくて、もう少し地域の開発計画とか土地利用とかそんなものが合わせてみるようなふうにこの制度をうまく運営されたいなと思っています。

これをどういうふうに文章に書くかということはちょっと難しいし、この段階で修正できるかどうか分からないのですが、希望だけ述べました。

最後の19ページに今回対象としなかった上位の計画及び施策の決定に当たってのS E Aについてさらに検討を進める必要があるということなので、その辺で期待はしているわけですが。要するに、S E Aと言いながら実はすごくE I A的なものになりはしないかと、そこがちょっと懸念として感じるところでございます。

浅野座長 はい、わかりました。

井村委員の今のご指摘に関連しては、先ほど私もちょっとE I A的に偏りすぎているということをお知らせしたわけですが、さりはさりながらも1つ厄介な問題は、P Iとジョイントで

やっていくというときの仕分けの問題が出てくるということと、それから、やはり環境面、経済面、社会面の統合的向上というときの環境面を主に担うという役割分担を将来的に考えるとした場合、最終的に統合的な評価の話と、それからS E Aの固有領域の問題というのは、今の井村委員のお話をそのまま受け止めておくと整理が非常に悪くなっていくという危険性があるので、あえてここではこういう書き方をしたということです。

しかし、最終的には言われるような統合的な判断に必ずならざるを得ませんので、特に19ページでさらに検討を進める必要があると我々書いたことを局長がちゃんと本当に検討してよねと言ってくださればその問題に結局いきつかざるを得ないと思います。

それから、公衆に関しては、これは公衆等と書かないであえて公衆とした理由をちょっと事務局から説明していただいて、内容的にはここに専門家等が入っていて、そこまで全部ですね、当該地域住民はじめ環境保全に関する調査研究を行っている専門家等という中には、例えばN P Oであるとか当該地域に住んでいない者も一切を含めて等と書いている。ここは要するにパブリックという言葉をもそのまま日本語に訳して公衆というふうになっているわけです。ですから、あえて市民とか住民と書かなかったのはそこにある種の含意があるという私の理解なのですが、事務局、説明をお願いします。

吉野課長補佐 座長がおっしゃったとおりです。公衆等の等と書いたことはないというふうに私は思います。

浅野座長 そうでしたね。

吉野課長補佐 「当該地域の住民をはじめ」から「専門家等」までのところを公衆ということとくくって、その後説明をしております。

浅野座長 ここは正直言ってちょっと最後まで引っかかっていた部分で、表現の持っている国語的なイメージとここで使っているテクニカルターム的な使い方との間にギャップがあることは事実です。しかし、E U指令なんかを参考にしながら文章を書いていくとどうしてもこうなってしまうということですね。ここはそのように理解していただけますでしょうか。

井村委員 はい。

浅野座長 ほかに何かございますか、その他で。

屋井委員、どうぞ。

屋井委員 18ページのS E Aの理解の促進というところで、大変重要なことで、これからは必要なことだと思うのです。この中で構想段階のS E Aの目的が書かれているんですね。この一番上の最初の文章、検討段階でのS E Aは、ということで途中省略すると、持続可能な社

会の構築を目的とするというのです。趣旨はわかるのですが、S E Aそのものが持続可能な社会の構築を目的としているかについては、ちょっとどうかという気もしまして。私だったら多分S E A、はまずこの途中にある計画の検討に反映させることを目的とし、その結果あるいはひいては持続可能な社会の構築に寄与しようとするものである、というようなぐらいただと、間接的であるけれども、よくわかるのです。直接的にこの段階のS E Aが持続可能な社会かという、ちょっとリアリティからいうと、どうかなという感じがしました。

以上です。

浅野座長 わかりました。

原科委員、どうぞ。

原科委員 今回の件は持続可能な社会の構築の手段ですね、手段としてのS E Aだと思います。

それで、私は19ページですけども、(3)でコミュニケーションの充実等とございますね。これは事前に読んでおくようにというので送られた資料を見ましたら、ここにはパブリックコメントにはコミュニケーション方法の充実以外に大事なことが2つ入っていました。1つは、第三者機関の設置を求める意見、それから環境省の体制の充実を求める意見ですね。この2つはものすごく大事なんですよ。しかもたくさんありましたよ、パブコメ見たら。コミュニケーションより多いぐらいです、こっちの方が。ですから、その意味ではこの2つを外しちゃうのは私いかがかと思えますよ。予習してきた、それきょう見たら抜けていたので、これはむしろ復活していただきたいと思えます。それでこれが消えて、そのかわりさっきの2行が入ったので、これはいかがなものかと思ったんですけども。

浅野座長 最後の点、今の原科委員のコメントについては事務局どうですか。

吉野課長補佐 委員のご指摘の点についてはいただいた意見を踏まえて、環境省で対応していくことが必要というのをパブリックコメントに対する研究会の回答としてどうかということで、案の方には記載させていただいております。環境省の対策の充実が必要とかそういったものについてこの研究会で明示的にご議論はいただいてなかった……

原科委員 いや、私言いましたよ。前に言いました。

吉野課長補佐 そこについてはまだ報告書に書くまでには至っていないと判断をしてこのよう形で書かせていただいております。環境省の方でも検討はしてまいりたいというふうに考えております。

原科委員 ということは書き直さないということですね、今のお答えは。報告書の中で。

浅野座長 第三者機関必置というような言い方をしてしまうのは、やはりガイドラインとし

て今後どういう方向をさらに充実させていくかということも含めて考える中ではあり得るかもしれないけれども、私は必置と言ってしまったら非常に制約されてしまう……

原科委員 違う、求める意見なんです。

浅野座長 いやいや、パブリックコメントの整理というのはパブリックコメントの整理そのものは資料としてまた別途公表されますから、この本体の中にそれが入るかどうかはちょっとまた別問題。全然消しているというわけではない。ここでは要するにコミュニケーションの充実が重要であるということは特に特記して重視される必要があるということでもありますから、それはそれでいい。ただ、第三者機関というのは議論すれば結構限りなく議論しないといけないことですからね。ですから、この部分については余り議論の余地がないわけですから書いたと。そういう整理です。

原科委員 事前にいただいたものを書いてあって消えちゃっていますから、これはいかななものかと思ったわけです。

浅野座長 それでは、ほかのご意見がとおりでしょうか。

田中委員 すみません。1ページから2ページにかけて、具体的に言うと1ページの下から3行目の「自治体の動向」という表現が出てくるんですね。2ページにも上から6行目ぐらいに出てくるんですが。たしか後ろの方では「地方公共団体」という言葉にしているようですので、そこは整合した方がいいなと。

浅野座長 言葉を、わかりました。

田中委員 それからもう1つは、私この2ページの真ん中辺にその策定の早期の、1パラグラフ前ですが、その策定の早期の段階で環境配慮を促進させる戦略的環境アセスメントのガイドラインを示すものとした。今回はガイドラインを示すということですが。そうするとどうもこの3ページ以降がガイドライン本体になるというふうに理解されるんです。私自身はそこは「ガイドラインの考え方」を示すものという表現にしたというのがいいのではないかと考えます。あくまでここではガイドラインを、だから先ほどの発電所については削られないかというのでこれを踏まえた取扱いが必要であるということガイドラインの中を書くのかどうかということも含めてですね。

浅野座長 いや、ガイドラインは第2章……

田中委員 だから、13ページまでですよ。

浅野座長 そうです。

田中委員 そうすると、そのガイドラインを含めた実施のやり方を18ページ、19ページに

書いているわけですね。

浅野座長 そこはガイドライン本体ではないわけです。

田中委員 ないですね。ですから、ガイドラインの考え方ということで2章以降を整理したらどうかということで「考え方」というのをちょっと入れたらどうかというふうに思います。

浅野座長 わかりました。それは事務局に検討させます。

田中委員 それから、表現がおかしなところがありまして、6ページのちょうど真ん中辺なんです。真ん中辺に「また、円滑な意見の把握を行うため、対象計画及びS E Aの検討のスケジュール等を決定されるごとに」、「スケジュール等を決定されるごとに速やかに公表するものとする。」何かこれはスケジュール等が決定されるごとにかなと、これはてにをはですけど、少し読みにくかったのでご検討いただければというふうに思います。

浅野座長 わかりました。

田中委員 それで最後のことですが、先ほどの座長でまとめていただいたので私は座長の一任ということで構いませんが、私自身の意見は先ほどの局長のご発言からすると、やはりこの2行は削除しておいた方がいいのかなと。委員としてはそのように判断いたします。

浅野座長 種々ご意見をいただきましたが、今修文のご意見がありました点については、幾つか確かに自治体とか地方自治体という表現がばらばらに出てくるのはよくないという点がありますし、それからガイドラインの考え方とするのがいいかガイドラインを示すというのがいいのか、これはちょっと全体の構造との関係がありますから、検討させてください。

それから、屋井委員のご指摘の「目的とする」というところは、これもちょっと考えさせてください。表現ぶりの問題だと思います。ご趣旨はよくわかりました。

繰り返しになりますが、全体としては毎回の研究会での各委員のご発言は記録に残っておりますし、この報告書の表現がこういう表現になっていること、研究会の委員としてどういう思いを持ってこれを書いているかということについては記録上明らかだろうと思いますので。この上は先ほども申しましたように、この報告書が単純にアカデミックに研究を進めてその成果を報告するという意味での研究会報告書を超える性格を帯びてきた以上、多少やむを得ない面があるということを是非ご理解いただいて最終のとりまとめを座長にご一任をいただくということにしたいと思います。

今後の行政の取扱いについても、現時点でのお話と、それから将来さらにまた状況がどう変わるかということもあるわけでしょうし、この本報告の中では何人の委員からもご指摘があったように不断に見直していくということが言われていて、その点は大事なことだと思うわけで

す。ガイドラインそのものも決して固定的なものではない。ですから、我々としてはさらにこの研究会を続けてやらせていただきたいという希望を持っておりますので、この辺も含めて最後に局長からご挨拶をいただければと思います。

西尾局長 報告書の座長預かりということで一步進めさせていただけるということで非常にありがたいと思っています。いろいろご議論ございましたけれども、これは共通ガイドラインでございますが、要するにこの基本の部分は共通ガイドラインということでまとめていく、そうやって進めていくということについて、先ほどの論点がございますけれども、その話を置けば、そのことについては基本的に多くの方が理解が一致しているということで非常に大きな一歩というふうに感謝を申し上げているわけでございます。

7か月の大変短い期間であるわけですがけれども、非常に精力的にご議論いただきました。本日に毎回夕方からの時間をお願いして大変申しわけないというふうに思っていました。

S E Aについては、環境影響評価法制定後研究をしてきましたけれども、なかなかうまく進まないというようなこともありまして、少し休んでいたりしました。しかし、その間にいろいろ公共事業の進め方というようなことも変わっています。いろいろ社会が成熟するにつれ、こういうものもきちんとやれるようになる。また、こういうことをきちんとやっていくことが成熟を促していく、その中でどうやって取り組んでいくかが私の常日ごろ呻吟しているところでございますので、そういう面からはS E Aということのをこれからも前進をさせていかなければいけないわけでございます。

そうということで、次年度以降も本研究会を開催していろいろな点でご指導、ご助力をいただけるなら非常に幸いだなというふうに思っておりますことを申し上げます。この後行政的には先ほどのようなことでございますけれども、各省にもよくよくお願いをして具体化を図っていただく、こういうことにいたしたいと思っております。

以上でございます。

浅野座長 それでは、とりあえず今回第5回まで本当に短時間でここまでの共通的ガイドラインをとりまとめることができたということと、問題点がいろいろはっきりしてきたということは成果であったと思うわけですが、なお引き続き検討すべきことが多々ございますので、局長も引き続き研究会を存続させ検討すると言っておられます。当研究会としてはさらに検討を続けていくということで今後とも引き続きよろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

平野課長 浅野座長、どうもありがとうございました。今後につきましてはこのガイドライ

ンに即しまして関係省庁において個別のガイドライン等の作成がなされまして、具体の事例が実施されていくということになるかと思えます。

今後の運用に当たりましてはさまざまな課題もあろうかと思っておりますけれども、環境省といたしましてもより一層の努力をしまっている所存でございます。先生方におかれましては引き続きよろしくお願ひいたしたいと思えます。

以上、これをもちまして本日の研究会終了させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

午後 7時03分 閉会